

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第三 介護サービス</p> <p>9 短期入所療養介護</p> <p>1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条)</p> <p>(1) 本則</p> <p>いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院若しくは診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。</p> <p>(2) 経過措置</p> <p>① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。</p>	<p>第三 介護サービス</p> <p>9 短期入所療養介護</p> <p>1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条)</p> <p>(1) 本則</p> <p>いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。</p> <p>(2) 経過措置</p> <p>① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。</p> <p>② 老人性認知症疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置</p> <p>1 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととされたこと(居宅基準附則第6条)。</p> <p>口 当分の間、老人性認知症疾患患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する老人性認知症疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性認知症疾患療養病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるもの</p>

としたこと(居宅基準附則第7条)。

八 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下であればよいこととされたこと(居宅基準附則第8条)。

二 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1・2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1・6メートル以上)であればよいこととされたこと(居宅基準附則第9条)。

② (略)

③ (略)